

事業者の方へ

**緊急!**

# ちょっと待って！ それ、ヤミ金かも！

- ヤミ金業者は、架空の貸金業登録業者を名乗ったり、登録のある貸金業者名をかたるなど、悪質な手口で信用させます。
- 一方的にFAXを送り付けてくることがあります。
- 実際には高金利であったり、保証料と称して振り込ませるだけで、貸付されないことがあります。
- 「無担保無保証」、「即金」、「審査なし」などの甘い言葉で誘うこともあります。

## 対策その1 借る前に確認！

登録のある貸金業者であるか、なりすましていないか確認

→大阪府金融課に電話する 06-6210-9506

ネットで調べる(金融庁) <https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

(住所や電話番号も確認しましょう)

## 対策その2 もう借りてしまった！

どこに相談すればいいかわからない場合

→大阪府金融課に電話する 06-6210-9506

悪質業者に関する相談 06-6941-4592

(府警本部悪質商法110番)